

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例 概要図

目的 (第1条)
犯罪等に強いまちづくりの推進により、安心して活動することができる安全な地域社会の実現に寄与する

基本理念 (第3条)

3つの基本事項 (第1項)

- ①地域社会の規範意識を高め、犯罪に強いまちづくりへの理解を深める (第1号)
- ②支え合う地域社会の形成を目指す (第2号)
- ③権利を尊重し、地域の特性などに応じて取り組む (第3号)

犯罪等に強いまちづくりの推進 (第2項)

- ①防犯の取組 (第1号)
- ②犯罪被害者等支援の取組 (第2号)

市、市民、事業者が**協働** (第3項)

それぞれの責務	市の責務 (第4条)	市民の責務 (第5条)	事業者の責務 (第6条)
	施策の総合的な実施 体制の整備 関係機関との相互連携	日常生活における取組 市の施策への協力 地域における交流を深める	事業活動における取組 市の施策への協力 地域活動への参加

